

「(仮称) 鹿角東部市民ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する環境大臣意見

本事業は、かづのグリーンエネルギー株式会社が、秋田県鹿角市において、最大で出力106,000kWの風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることができないが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第6次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺で、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているイヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されており、想定区域及びその周辺は、コハクチョウ及びハチクマ、ノスリ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性がある。また、想定区域の周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき県指定鳥獣保護区に指定されている大湯鳥獣保護区及び東山鳥獣保護区が存在するほか、環境省による「イヌワシ保護増殖事業計画」（平成8年6月環境庁、農林水産省）に基づく事業が計画されている地域でもある。

また、想定区域の周辺には、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているエゾウグイ、トミヨ、ハナカジカ、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているニホンザリガニ等の重要な水生動物が生息している可能性がある。

さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたオオヨモギーオオイタドリ群団、ヨシクラス、チシマザサーブナ群団等の植生や、「カモシカ保護管理マニュアル（改訂版）」（令和4年3月文化庁）に掲載されている保護地域が存在することに加え、想定区域の大部分が、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林等となっている。

加えて、想定区域及びその周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中である。

このため、本事業を進める際には十分な現地調査を実施し、予測及び評価を通じて適切に対象事業実施区域を絞り込むとともに、関係機関、地元の地方公共団体、地域住民等の理解を得ることが重要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

(2) 累積的な影響

想定区域及びその周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。

このため、環境影響評価手続中の風力発電事業に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

(4) 事業計画の見直し

上記（1）から（3）のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在しており、想定区域の周辺には、「環境省レッドリスト2020」に絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているエゾウグイ、トミヨ、ハナカジカ、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているニホンザリガニ等の重要な水生動物が生息している可能性があることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行う

こと。また、その結果を踏まえ、工事用道路のルートの削減・変更、改変区域と河川及び沢筋の距離の確保、工事中の土工量の抑制、仮設橋、擁壁工又は沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシ、クマタカ等の生息が確認されており、想定区域及びその周辺は、コハクチョウ及びハチクマ、ノスリ等の猛禽類の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。また、想定区域の周辺には、鳥獣保護管理法に基づき県指定鳥獣保護区に指定されている大湯鳥獣保護区及び東山鳥獣保護区が存在するほか、想定区域の周辺は、環境省による「イヌワシ保護増殖事業計画」に基づく事業が計画されている地域もある。保護増殖事業計画地の周辺は、イヌワシの生息環境・採食地としての機能を維持することが求められる地域である。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家や関係機関等と十分な調整を行うとともに、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたオオヨモギーオオイタドリ群団、ヨシクラス、チシマザサープナ群団等の植生や、「カモシカ保護管理マニュアル（改訂版）」に掲載されている保護地域が存在することに加え、想定区域の大部分が、森林法に基づき指定された水源かん養保安林等となっていることから、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家や関係機関等と十分な調整を行うとともに、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。